

# 渋谷区 介護保険サービス等利用者負担額助成制度

## 【対象となる居宅系サービス】

介護費・・・利用者負担額の70%を助成

食費及び滞在費・・・自己負担分の25%を助成

対象	介護費のみ	介護費及び食費	介護費、滞在費及び食費
要介護認定者	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
要支援認定者	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 国基準相当訪問型サービス 区独自基準訪問型サービスA	介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 国基準相当通所型サービス 区独自基準通所型サービスA	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
総合事業対象者	国基準相当訪問型サービス 区独自基準訪問型サービスA	国基準相当通所型サービス 区独自基準通所型サービスA	

## 【対象者】

- ・生活保護法に規定する被保護者ではないこと
- ・利用者負担の割合が1割であること
- ・世帯収入が基準収入額以下であること(詳細裏面)
- ・世帯の預貯金額が基準預貯金額以下であること(詳細裏面)
- ・介護保険料を滞納していないこと

## 【対象期間】

審査の結果、認定された方は、申請を行った月の1日から、直近の7月までが認定期間となります。以降は、例年認定期限到来までに更新のご案内をいたしますので、再申請をしていただき、再度認定されれば、8月から翌年7月までを認定期間とします。

## 【助成方法】

認定証等は交付されません。通常どおりにサービス利用料を事業者に対し支払っていただき、後日、指定口座に対して助成金が払込まれます。

※払込みの時期は概ね利用月から2ヶ月後になります

## 【申請に必要なもの】

渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成申請書、  
収入等の申告書、預貯金通帳等(必要箇所の写しでも可)

◇預貯金通帳の範囲  
1~7月のとき 前々年の 1/1~直近  
8~12月のとき 前年の 1/1~直近

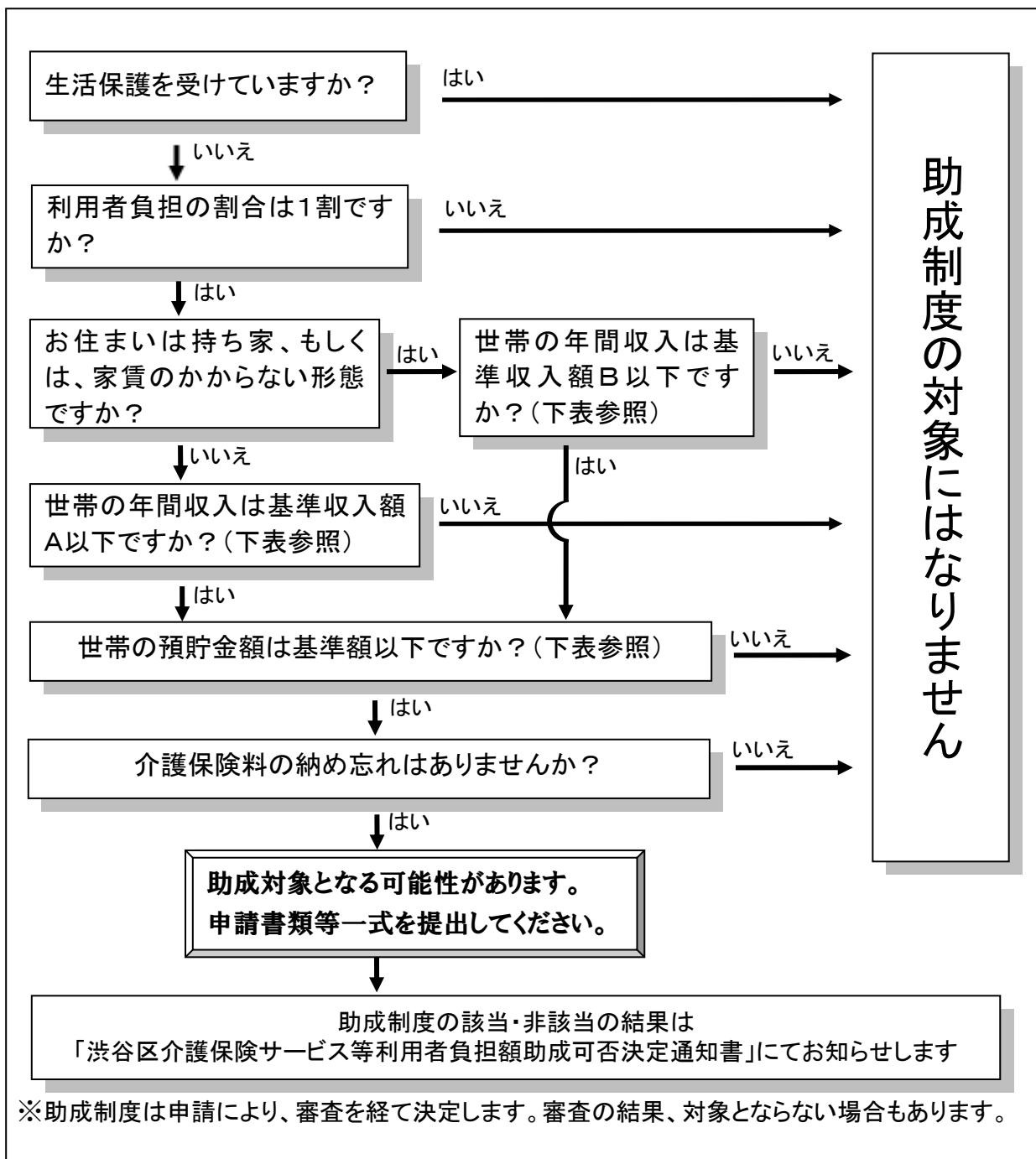
## 【申請窓口】

庁舎5階 介護保険課(申請書類はお近くの地域包括支援センターにもあります)

## 【問い合わせ】

福祉部介護保険課介護給付係 電話 **03-3463-1997**

## 助成制度対象となるか、確認してください



世帯員	基準収入額		基準預貯金額
	A(賃貸住宅)	B(持ち家等)	
1人	240万円	200万円	350万円
2人	340万円	275万円	450万円
3人	440万円	350万円	550万円
4人	540万円	425万円	650万円

収入とは？：年金（恩給、老齢福祉年金、遺族年金、障害年金含む）、仕送り、給与等、  
営業・事業収入、不動産（家賃、地代等）収入、預金等利息、失業手当、  
有価証券の譲渡益・配当金など、

預貯金額とは？：普通預金、定期・定額預金、有価証券、投資信託、たんす預金など